

情報提供

那医発第367号
令和4年3月10日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城千秋
副 会 長 友利博朗



「疑義解釈資料の送付について（その96～99）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その67）」の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「疑義解釈資料の送付について（その96～99）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その67）」の案内通知が届きましたのでご案内申し上げます。
☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)
.....記.....

冲医発第1439号 E
令和 4年 3月 9日

地区医師会医療保険担当理事 殿

沖縄県医師会
常任理事 平安 明
(医療保険担当理事)
(公印省略)

医療保険関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。
本通知①～④は、厚生労働省保険局医療課から「疑義解釈資料の送付について（その96～99）」が発出された旨の情報提供となっております。
本通知⑤は、厚生労働省保険局医療課から新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その67）の通知が発出された旨の情報提供となっております。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。
なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ①厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その96）」の送付について
(令和4年2月25日 (保297))
- ②厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その97）」の送付について
(令和4年2月28日 (保300))
- ③厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その98）」の送付について
(令和4年3月3日 (保302))
- ④厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その99）」の送付について
(令和4年3月7日 (保307))
- ⑤新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その67）
(令和3年3月7日 (保308))

①厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その 96)」の送付について
(令和 4 年 2 月 25 日 (保 279))

【SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出 (定性)】

問 1 令和 2 年 5 月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出 (定性) を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 4 年 2 月 24 日付けで薬事承認された「アドテスト SARS-CoV-2 NEO」(アドテック株式会社) はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和 4 年 2 月 24 日より保険適用となる。

②厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 97)」の送付について
(令和 4 年 2 月 28 日 (保 300))

【Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型】

問 1 「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」(令和 4 年 2 月 28 日付け保医発 0228 第 1 号) 別添において、「原則として、「アザチオプリン【内服薬】」を「全身型重症筋無力症」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。」とあるが、全身型重症筋無力症の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイム PCR 法により Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型の測定を行った場合、区分番号「D006-17」Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型は算定できるか。

(答) 算定できる。ただし、当該薬剤の投与を開始するまでの間に 1 回を限度とする。

③厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 98)」の送付について
(令和 4 年 3 月 3 日 (保 302))

【SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出】

問 1 令和 2 年 3 月 6 日付けで保険適用された SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 4 年 3 月 2 日付けで薬事承認された「GeneSoC SARS-CoV-2 N2 検出キット」(杏林製薬株式会社) はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和 4 年 3 月 2 日より保険適用となる。

④厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 99)」の送付について
(令和 4 年 3 月 7 日 (保 307))

【SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出 (定性)】

問 1 令和 2 年 5 月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出 (定性) を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 4 年 3 月 4 日付けで薬事承認された「COVID-19 抗原テスト「ニチレイバイオ」」(株式会社ニチレイバイオサイエンス) はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和 4 年 3 月 4 日より保険適用となる。

⑤新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その67）
（令和4年3月7日（保308））

（保308）

令和4年3月7日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その67）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、令和4年度診療報酬改定により、情報通信機器を用いた初診に係る診療報酬上の取扱いが定められるとともに、情報通信機器を用いた再診等についても要件等の見直しが行われることを踏まえ、

- ① 令和2年4月10日事務連絡の1の（1）に掲げる初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合の、診療報酬改定後の情報通信機器を用いた診療に掲げる施設基準を満たすものとして届出を行った保険医療機関における取扱い
- ② 電話や情報通信機器を用いた再診を行った場合の取扱いについて、時限的・特例的な対応が定められておりますが、その場合の診療報酬改定後の情報通信機器を用いた診療に掲げる施設基準を満たすものとして届出を行った保険医療機関における取扱い
- ③ 上記①または②に該当しない医療機関において、電話や情報通信機器を用いた診療（初診または再診）が行われた場合の取扱い

等について示されたものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その67）
（令4.3.4 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
令和4年3月4日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その67）

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和2年2月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その6）」（令和2年3月19日厚生労働省保険局医療課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」（令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和2年4月10日事務連絡」という。）等（以下「コロナ特例」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療等の取扱いを示しているところである。

今般、令和4年度診療報酬改定により、情報通信機器を用いた初診に係る診療報酬上の取扱いが定められるとともに、情報通信機器を用いた再診等についても要件等の見直しが行われるところである。

こうしたことを踏まえ、コロナ特例による電話及び情報通信機器を用いた診療の取扱い及び令和4年度診療報酬改定による情報通信機器を用いた診療の取扱いについて、下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

なお、令和4年度診療報酬改定における情報通信機器を用いた診療の取扱いについては、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第54号）等が公布され、令和4年4月1日より適用されること（以下単に「診療報酬改定」という。）に伴い、同日からの適用となることに留意されたい。

記

1. 電話や情報通信機器を用いた初診の実施について

令和2年4月10日事務連絡の1の(1)に掲げる初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行った場合には、当該診療について、A000 初診料の注2に規定する214点を算定することとされているが、診療報酬改定後の情報通信機器を用いた診療に掲げる施設基準を満たすものとして地方厚生(支)局長に届出を行った保険医療機関において、診療報酬改定後のA000 初診料の注1ただし書に規定する情報通信機器を用いて当該診療が行われた場合には、同ただし書に規定する251点を算定するものとする。なお、当該施設基準の届出を行っていない保険医療機関において、電話や情報通信機器を用いた診療が行われた場合にあっては、コロナ特例による214点を引き続き算定しても差し支えない。ただし、この場合であっても診療報酬改定後の施設基準に準じた体制の整備に最大限努めること。

2. 電話や情報通信機器を用いた再診の実施について

電話や情報通信機器を用いた再診により診断や処方を行った場合の取扱いについて、時限的・特例的な対応としてその取扱いが定められているところではあるが、診療報酬改定後の情報通信機器を用いた診療に掲げる施設基準を満たすものとして地方厚生(支)局長に届出を行った保険医療機関において当該診療が実施された場合には、診療報酬改定後のA001 再診料の注1ただし書又はA002 外来診療料の注1ただし書に規定する73点を算定することとなる。ただし、当該施設基準の届出を行っていない保険医療機関において、当該診療が行われた場合にあっては、コロナ特例による電話等再診料等を引き続き算定しても差し支えない。なお、この場合であっても診療報酬改定後の施設基準に準じた体制の整備に最大限努めること。

以上